

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和4年9月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー近江八幡店（Aゾーン） 近江八幡市西庄町字黒橋 2776 番ほか
- 2 意見の概要 近江八幡市からの意見
  - (1) 地区計画区域内であることから、地区計画区域内における届出をしてください。また、本市屋外広告物条例（令和2年近江八幡市条例第1号）における第3種および第5種地域に該当することから、一定規模以上の広告物を設置される場合は、許可申請を行ってください。
  - (2) 各乗入れについて、許可された内容から変更を伴う場合は、各道路管理者と協議を行ってください。
  - (3) 騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）第1条および振動規制法施行令（昭和51年政令第280号）第1条に規定される特定施設の設置がある場合は、特定施設設置届を提出してください。騒音規制法施行令第2条および振動規制法施行令第2条に規定される特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合は、特定建設作業実施届出書を提出してください。
  - (4) 開業時等、店舗および店舗周辺の交通量の増加が見込まれる際に、交通誘導員を配置するなど交通安全対策について配慮してください。
  - (5) 既に地元自治会（鷹飼町自治会および黒橋自治会に該当）と協議されている内容から変更を伴う場合は、改めて協議を行ってください。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
近江八幡市産業経済部商工労政課 近江八幡市安土町小中1番地8
  - (2) 縦覧期間 令和4年9月6日から令和4年10月6日まで